那須塩原市
自治会活動の促進に関する条例
を制定しました。

令和4（2022）年4月1日施行

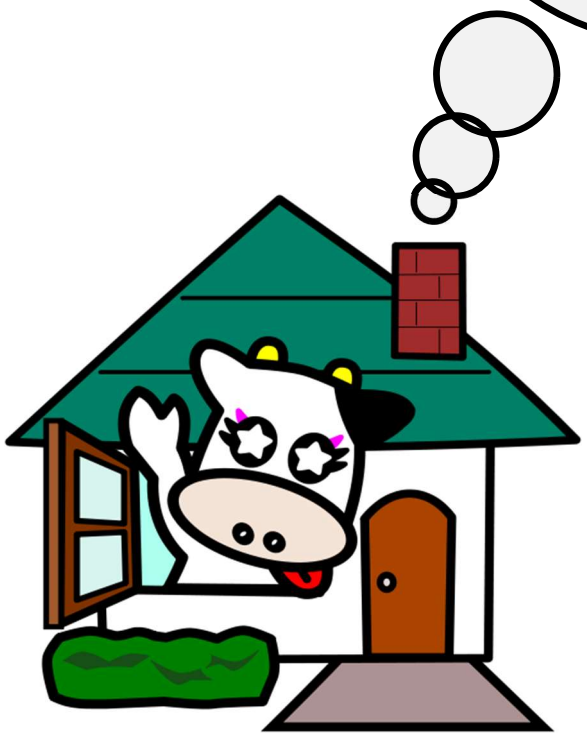

自治会の重要性を市全体で共有し、市民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、
「那須塩原市自治会活動の促進に関する条例」を制定しました。

この条例は、自治会活動に関する基本理念と、市民のみなさんや自治会などそれぞれの役割を示すものです。

地域のつながりはとても大切です
それぞれの役割をよく理解し、地域の交流を深めましょう

那須塩原市市民生活部市民協働推進課
〒325－8501　那須塩原市共墾社108番地2
TEL　0287(62)7151　FAX　0287(62)7500
MAIL　shiminkyoudou@city.nasushiobara.lg.jp
MAILQR コード

市民の役割

・地域社会の一員であることを認識
・自治会への加入
・自治会活動への参加

自治会の役割

・地域住民の自発的な自治会への加入促進
・参加しやすい活動
・開かれた組織づくり
・人材の育成
・地域課題の解決

協議会の役割

・自治会活動を推進するための環境づくり
・加入と活動促進のための取組
・自主グループ組織化協力

事業者の役割

・地域の自治会活動への参加協力
・従業員の加入及び参加への配慮

住宅関連事業者の役割

・住宅入居者への情報提供、加入を促すこと
・市の施策及び協議会の取組への協力

市の役割

・自治会活動促進のための広報・啓発
・自治会組織化への支援
・自治会活動への支援
・自治会の負担への配慮
・職員の加入及び参加の促進

基本理念

自治会活動の促進は、次の事項を基本理念として行うものとします

①市民相互の交流を深め、協力と支え合いの精神に基づく自主的な活動が行われるようにすること

②市民の多様性・自主性を尊重し、自治会の自立性・個性を損なわないように配慮すること

③社会情勢に合わせた活動（デジタル化、少子高齢化、国際化、コロナ禍など）が行われるようにすること

④市民、自治会、協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により行われること

POINT!